

令和6年第6回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和6年6月10日（月） 午前9時30分～午前10時30分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：松岡 哲治	2番：道園 浩二	3番：告宮 幸一
4番：塚本 壽	5番：田口 昭広	6番：坂口 武八
7番：寺本 真理子	8番：尾上 春樹	10番：井川 輝征
11番：片山 幸弘		

（欠席：1名）

9番：山田 和治

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

2番：牧 正徳	3番：中川 光春	4番：矢野 解光
5番：田口 宗一	6番：柿崎 重美	7番：毛利 貞幸
8番：坂口 恵美子	9番：岩崎 健	10番：福浦 昌則
11番：木川 保	12番：道崎 伸二	13番：西村 隆
14番：徳永 健次	15番：瀧上 米作	

（欠席：1名）

1番：本郷 昭博

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：福田 鉄也
係 長：大浪 和典	主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1	報告第9号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第10号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積・配分計画の認可について
日程第3	報告第11号	農地法施行規則第53条の規定による届出について
日程第4	議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第18号	農用地利用集積計画の審議について
日程第7	議案第19号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否

かの判断について

日程第8 議案第20号 令和5年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和6年第6回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、9番の〇〇委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、8番の〇〇委員、9番の〇〇委員が欠席ですので、10番〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第9号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第9号については、これで終わります。 次に、報告第10号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積・配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の2ページをお願いします。 報告第10号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に認可について。

	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので報告するものです。 使用貸借権設定の部１番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の１０年間となっています。 ２番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は、新規設定の１０年間となっています。 ３番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は、新規設定の１０年間となっています。 ４番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は、新規設定の１０年間となっています。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１０号について、質疑ありませんか。 …４番〇〇委員。
〇〇委員	賃借料が載っていませんが。
事務局	この貸し借りは使用貸借権になるので賃借料は発生しません。
〇〇委員	わかりました。
議長	他に質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第１０号については、これで終わります。 次に、報告第１１号「農地法施行規則第５３条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の３ページをお願いします。 報告第１１号、農地法施行規則第５３条の規定による届出について。 農地法施行規則第５３条第１項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 １番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、土地活用事業用地です。 ２番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。

	りです。 転用目的は、土地活用事業用地です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 11 号について、質疑ありませんか。 … 1 番〇〇委員。
〇〇委員	土地活用事業となっていますが、目的はなんですか。
事務局	土砂置場となっています。
〇〇委員	2 番のところは埋め立てており、プレハブができていますが。
事務局	転用許可はならず、県による許可不要転用届になりますので報告させていただきました。
議長	他に質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 11 号については、これで終わります。 次に、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 16 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、宮浦地区ふれあいセンターの南東側、約 70 m の場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、柑橘が栽培されており、譲り受けたあとも引き続き柑橘の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。 総会資料の 2 ページをお願いします。契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は高齢となり、耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、広域農道福浦大橋の北東側、約200mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在、柑橘が栽培されており、譲り受けたあとも引き続き柑橘の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の4ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。

申請理由ですが、譲渡人は、申請地については、譲受人の土地であると思い込んでいたが、登記簿を調べた際、自身の土地であることが判明したが、長年譲受人が耕作管理を行っているので、正式に譲受人に譲り渡す。譲受人は自分の土地と思い込み長年耕作管理を行ってきたが、譲渡人の土地であることが判明したが、譲渡人の要望により、正式に申請地を譲り受け、引き続き耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部3番と4番は農地の交換の案件になりますので、まとめて説明させていただきます。

申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、乙千屋公民館の北側、約50mの2筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、それぞれ野菜が栽培されており、譲り受けたあとも引き続き野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の6ページ及び7ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。

申請理由ですが、譲渡人・譲受人は、お互いの農地が交差するように入り組んでおり、耕作が不便なため、交換し、耕作管理を行いやすくするとのことでした。

それぞれ譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

	議案書に戻ります。 議案書の５ページをお願いします。 所有権移転の部５番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の８ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、町立内野小学校の東側、約２５０ｍの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、水稻が栽培されており、譲り受けたあとは養蜂業のための蜜源樹を植林し、適正に管理するとのことでした。 総会資料の９ページをお願いします。契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、高齢となり、耕作管理が困難となったため譲り渡す。譲受人は養蜂業を営んでおり、養蜂用の蜜源樹を植林し、近隣の自作地と集約を図るため譲り受けとのことでした。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 所有権移転の部６番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の１０ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、肥薩おれんじ鉄道上田浦駅の南側、約５０ｍの場所を含む全部で１１筆です。 現地確認ですが、申請地は現在、柑橘が栽培されており、譲り受けたあとも引き続き柑橘の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。 総会資料の１１ページをお願いします。契約の種類は贈与です。 申請理由ですが、譲渡人は、病気により耕作管理ができなくなったため、妻である譲受人に譲り渡す、譲受人は夫から農地の贈与を受け、引き続き耕作管理を行うとのことでした。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。

	1 番の案件を 1 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	2 番の案件を 2 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	適切に管理されており、問題ありません。他は事務局の説明の通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	3 番及び 4 番の案件を 5 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	5 番の案件を 10 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	6 番の案件を 7 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 16 号について、質疑ありませんか。 … 4 番〇〇委員。
〇〇委員	5 番の植林樹はどういった種類の樹木を植林されますか。
事務局	クロガネモチを 20 本程度植林するとのことでした。
議長	他に質疑ありませんか。 … 8 番〇〇委員。
〇〇委員	総会資料の 2 ページに記載してある農業従事者数は間違っていないですか。
事務局	すみません。修正をお願いします。
議長	他に質疑ありませんか。 … 7 番〇〇委員。
〇〇委員	議案書の 2 ページに記載してある賃貸人の住所がすべて同一なので間違っていないですか。

事務局	すみません。修正をお願いします。
議長	他に質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 6 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 6 ページをお願いします。 議案第 17 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部、1 番及び 2 番は譲受人が同一で、事業内容も同じ案件ですので、まとめて説明させていただきます。 申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、1 番については駐車場、2 番については通路です。 総会資料の 12 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、芦北町役場吉尾出張所の南西側、約300mの場所です。

現地確認ですが、申請地はそれぞれ畑として使われていた様子でしたが、現在は休耕地となっており、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の13ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。給水設備は設けず、雨水については、駐車場部分は自然透水、通路部分は町道沿いに設置してある側溝へ排水する計画です。

総会資料の14ページをお願いします。農地の広がり図を載せています。

農地の広がりとは0.2haです。

総会資料の15ページ及び16ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は、寺院の住職で、寺院の参拝者用駐車場及び通路の拡張のため今回申請するものです。

土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、計画面積が妥当であること、周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、宅地拡張です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。

総会資料の17ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、湯浦諏訪神社の南側、約50mの場所です。

現地確認ですが、申請地は既に住宅の一部として利用されており、始末書が添付されております。申請地周辺に農地は無く、影響はないと感じました。

総会資料の18ページをお願いします。配置図を載せています。

申請地は住宅の一部となっており、給水施設は無く、排水は雨水のみで、自然透水となります。農地の広がりとは、当該地に接する農地はありませんので、なしとしています。

	総会資料の１９ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり１０ha以上ないため、第２種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、申請人は、昭和６２年に申請地を含む土地に住宅を新築したが、申請地が農地であることを知らずに、町道からの進入路として利用していたもので、農地法に不案内の為転用を怠っていたとのことです。 土地の選定及び代替の可能性についてですが、町道からの住宅への進入路であるため、代替の可能性はないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済であること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部、１番及び２番の案件について、担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、３番の案件を２番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第１７号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。

	3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 18 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 7 ページをお願いします。 議案第 18 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 3 年間です。 使用賃借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 4 年間です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 18 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 使用賃借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 19 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 8 ページをお願いします。 議案第 19 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。

	農地の状況・周囲の状況ですが、３３３３番１については、長年耕作されておらず、切断された竹が放置されていました。 また、３３４８番については周りの山林と同化し、森林の様相を呈しており、農地としての利用は難しいのではないかと思います。 次に、詳細について説明します。 総会資料の２０ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、小田浦地区生涯学習センターの北西側、約１２０ｍの場所を含む２筆です。 総会資料の２１ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。 写真のとおり、３３３３番１については、切断された竹が放置されていますが、それを撤去し、除草を行えば農地として使用できると思われます。 ３３４８番については、山の斜面に位置しており、森林の様相を呈していることから、非農地であると思われます。 現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、３３３３番１については農地として利用できる、３３４８番については農地として利用できない状態であることから、非農地判断の基準により、３３３３番１については農地、３３４８番は非農地であるとの判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 １番の案件を１番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	２番は非農地と判断しましたが、１番については竹が放置されていたのでこれを撤去すれば農地として利用できるかと判断しました。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第１９号について、質疑ありませんか。 …〇〇推進委員。
〇〇推進委員	１番の申請地の竹についてですが、竹は成長が早いので管理を行うのは難しいと思いますが。
事務局	申請地に竹が生えているのではなく、他のところから持ってきて置いている状況です。
議長	他に質疑ありませんか。 …〇〇推進委員。
〇〇推進委員	申請者はどういう目的で申請されましたか。
事務局	太陽光発電の設置で使いたいとのことでした。
議長	他に質疑ありませんか。

	(質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番の案件について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 20 号「令和 5 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 9 ページをお願いします。 令和 5 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。 令和 5 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、本会の議決を求めるものです。 別紙 1 をご覧ください。 これは、農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、農業委員会の農地利用最適化の推進状況及び活動の点検・評価等を審議し、公表するものです。 それでは、別紙 1 により、説明します。1 ページをお願いします。 I 「農業委員会の状況」 令和 6 年 3 月 31 日現在の農業の概要及び農業委員会の体制について、記載しています。 2 ページをお願いします。 II 「担い手への農地の利用集積・集約化」 1. 現状及び課題 これは、令和 6 年 3 月現在の農地の集積状況になります。管内の農地面積 1,410ha に対して、担い手への集積面積 368.5ha で、集積率は 26.1% です。担い手とは、認定農業者や新規就農者等です。課題としては、高齢化及び後継者不足が主な課題と考えられます。 2. 令和 5 年度の目標及び実績 451ha の集積目標に対して、実績は 368.5ha で、新規に 5.5ha 集積しています。 3. 目標の達成に向けた活動 主な活動実績としては、優良農地の情報収集及び提供を行い、情報提供については、町のホームページに掲載しています。

	4. 目標及び活動に対する評価 目標達成はできませんでしたが、今後も引き続き、関係機関と連携し、優良農地の情報収集及び提供を行い、農地利用最適化の推進を行います。 3 ページをお願いします。 Ⅲ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」 1. 現状及び課題 令和3年度から令和5年度までの新規参入の状況になります。 2. 令和5年度の目標及び実績 新規参入は1件でしたが、目標達成とはなりませんでした。 3. 目標の達成に向けた活動 主な活動実績としては、新規就農予定者に対して、農地情報の提供及び各種事業の紹介等を行いました。 4. 目標及び活動に対する評価 目標達成とはなりませんでしたが、関係部署と連携し、各種情報の提供等、新規就農者への支援と後継者の育成を図ることができました。 4 ページをお願いします。 Ⅳ「遊休農地に関数する措置に関する評価」 1. 現状及び課題 令和5年12月現在の遊休農地状況になります。農地面積1,410haに対して、遊休農地面積が170haで、割合は12.1%です。 遊休農地面積については、委員の皆様に調査していただいている利用状況調査の結果を基に、数値を出しております。 課題については、耕作放棄地は人的要因と地理的要因が大きな課題と考えられます。 2. 令和5年度の目標及び実績 解消目標34haに対して、実績は0.2haでした。理由としては、高齢化や飼料・燃料価格の上昇による生産コストの増加により新規の営農が進まない状況にあることが要因と考えられます。 3. 2の目標の達成に向けた活動 主な活動実績として、農地利用状況調査及び意向調査により、農地の状況把握を行いました。 4. 目標及び活動に対する評価 耕作放棄地解消事業の推進と情報提供を行い、耕作放棄地の解消に努めることができました。
--	--

	5 ページをお願いします。 V 「違反転用への適正な対応」 1. 現状及び課題 これは、令和6年3月現在の違反転用状況になります。 違反転用面積は0.4haです。違反転用箇所は全て、田川地区の植林になります。 2. 令和5年度実績 増減は無く、0.4haです。 3. 活動計画・実績及び評価 主な活動実績としては、是正の意向はありませんでしたが、県と連携しながら、違反転用者に対して、農地の原状回復を図るよう指導しました。 6 ページをお願いします。 VI 「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」 1. 農地法第3条に基づく許可事務 1年間の処理件数は、42件、うち許可42件、不許可0件でした。 2. 農地転用に関する事務 処理件数は23件でした。 7 ページをお願いします。 3. 農地所有適格法人からの報告への対応 管内の農地所有適格法人は8法人で、報告数は7法人です。未提出の法人については、文書にて提出の依頼を発出し、令和6年3月に提出が 있습니다。 4. 情報提供等 記載のとおり、情報提供を行っています。 8 ページをお願いします。 VII 「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」 記載のとおり、要望・意見に対して対処しています。 VIII 「事務の実施状況の公表等」 総会の議事録については、芦北町のホームページで公表しています。 なお、今、説明している「令和5年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」もホームページで公表いたします。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第20号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)

	それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第２０号について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、議案第２０号については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。
--	--

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

会 長

委 員

委 員
